

地域医療構想の実現に向けた再編計画に係る登録免許税の軽減措置について①

北海道作成

1. 趣旨

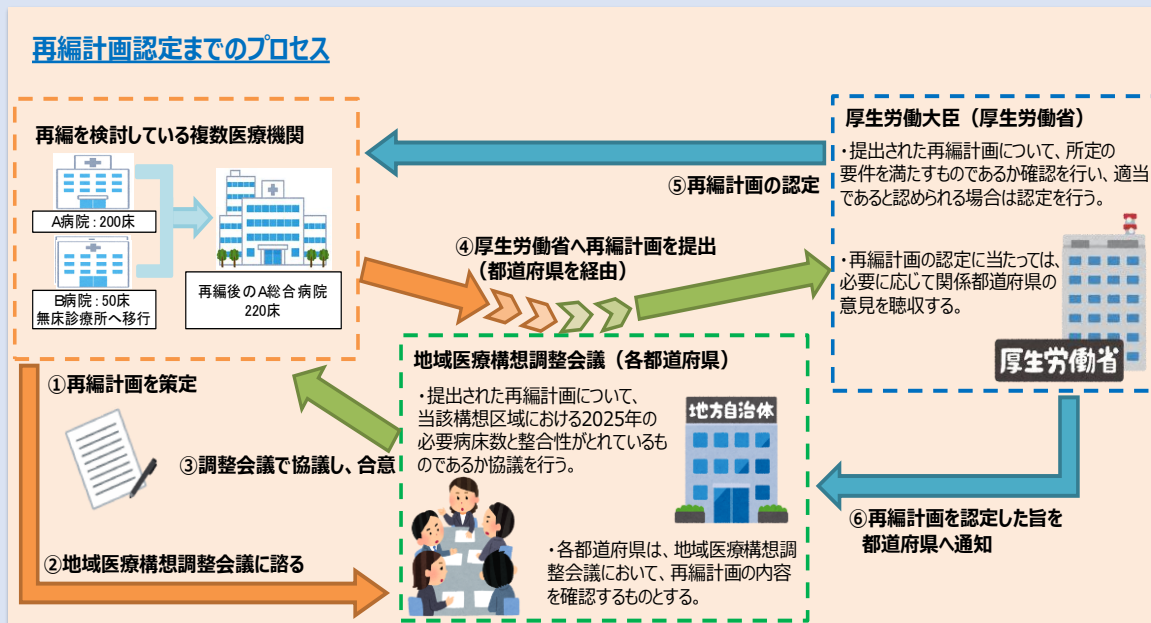
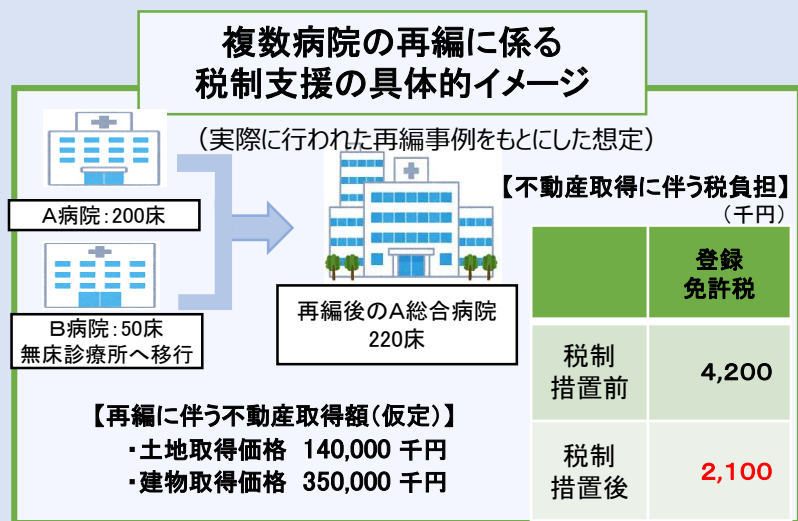
地域医療構想の実現のため、厚生労働大臣が認定した再編計画（※）（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づき、再編のために取得した資産（用地・建物）について、登録免許税の税率を軽減する。

※ 医療機関の開設者が、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業に関する計画

2. 制度の概要

令和3年（2021年）5月28日から令和5年（2023年）3月31日までの間の措置として、医療機関の開設者が、再編計画に基づき、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずるもの。

- ① 土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）
- ② 建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）



1 趣旨

地域医療構想の実現のため、厚生労働大臣に再編計画(※)の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を軽減するもの。

※ 医療機関の開設者が、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業に関する計画（地域医療構想調整会議への協議が必要）

2 概要

令和3年(2021年)5月28日から令和5年(2023年)3月31日までの間に、国において再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に掲載された医療機関の再編の事業に必要な取得した資産(用地・建物)について、次の登録免許税の軽減措置を行う。

○土地の取得を行い、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合

土地の取得による「所有権移転登記」に係る登録免許税を1,000分の10（本則1,000分の20）とする。

○建物を建築し、建築後1年以内に建物所有権の保存登記を行った場合

建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1,000分の2（本則1,000分の4）とする。

3 医療機関における手続

厚生労働大臣に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合。

※再編計画の認定を受ける場合は、該当構想区域の地域医療構想調整会議で協議、合意を得た上で、北海道を通じて厚生労働省に申請する必要があります。
再編計画の認定手続は、別に行う必要があります。

① 登記を行う前に、改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第30条の4の規定に基づき、租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を提出の上、厚生労働省へ提出。

※ 租税特別措置法適用申請書については、再編計画の認定の申請日以降に、厚生労働省へ提出、提出に当たっては、返信用封筒(A4の証明書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手【申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額】)を併せて送付

② 当該土地の取得又は建物の建築後1年以内に、登記の申請所に厚生労働省より交付を受けた租税特別措置法適用証明書を添付した上で、登記所において登記を行う。

4 照会・申請先(※)

○〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館20階

厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 電話:03-3595-2186(内線 2661) FAX:03-3503-8562

※再編計画の認定手続については、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課(011-231-411(内線 25-327))へお問い合わせください。